

個人所得税「12万元申告」

～申告期限は3月31日～

中国では2005年に公布された個人所得税法とその実施細則の改正及び「個人所得税自己納税申告弁法（試行）」（国税発【2006】162号）により、年間所得が12万元以上の納税者個人は、その年間所得について、翌年の3月31日までに「個人所得税自己申告手続」を行うことが必要になっています。

中国居住が5年以下の納税者は中国国内源泉所得（給与所得については中国で仕事をしていることに伴い中国国外で支給される給与も含む）及び中国国外源泉所得で中国国内に送金されるものが申告対象となります。

（1）申告義務者

規定上は、年間所得が12万元以上である納税者であっても、中国国内に住所を有さず、且つ暦年において中国国内居住期間が一年未満の納税者は申告対象外となります。

「暦年において中国国外への出国が連続30日超、又は出国累計日数が90日超」の場合には、中国居住期間が1年未満と判断されるのが一般的ですが、地域によって基準の解釈が異なるところもあり、また1年未満の居住であっても年間所得が12万元以上である場合には当該自己申告手続を行うよう指導する地域もありますので、以下に該当する場合は必ず所轄税務局で申告の要否の確認が必要です。

- ① 年度の中で中国に赴任をした方
- ② 年度の中で日本に帰任或いは第3国に転任をした方
- ③ 年度の中で中国国内転勤をした方（複数の地域を跨る場合）

（2）申告方法

申告の方法は所轄税務局に申告書を持参して行う方法の他、最近では税務局のHPからインターネット申告が可能である地域が増えています。

申告は給与所得を含むすべての個人所得を対象に行いますが、中国では給与所得については月次単位で申告が完結しており、日本のように年間金額を基礎に税金を計算することはしません。よって、毎月の申告が正しく行われていれば①年間の給与額②年間の課税所得額③年間の納付すべき税額④実際に納付した金額をそれぞれ集計して記載し、納付税額の過不足は無しという内容の申告となります。

（3）罰則規定

なお、当該申告手続を行わなかった場合には、租税徴収管理法の規定に従い、期限を定めて申告を促し、罰金を課す等の処罰を受ける可能性がありますので、当該手続の失念にはご注意ください。

以上